

地球温暖化防止のために情報を発信！

気候ネットワーク通信

THE KIKO NETWORK NEWS

気候言

これは気候変動に脆弱な
国々にとって大きな勝利だ

ジェニファー・ロビンソン弁護士（バナアツおよびマーシャル諸島の代理人）
ICJの勧告的意見を受けてのコメント

※ 11 頁に解説



上：6月26日、米国ハワイの気候訴訟の判決を担当したウィルソン・元ハワイ州最高裁判所裁判官を京都に招き、気候危機と司法の役割についてお話を伺った
右：北海道苫小牧市の CCS (CO₂ 回収・貯留) 実証試験プラント（本誌 5 頁に関連記事）



TOPICS

- 国際司法裁判所 国に厳しい緩和策の義務 — 企業の行動の規制義務を含む —
- SB62の成果とCOP30に向けて
- 環境影響評価なしの巨大大事業「首都圏CCS事業」：住民の不安と懸念高まる
- 「CCSは最後の手段か？」苫小牧CCS見学レポ
- サステナビリティ開示基準は何をもたらすか
- 青森県主導による地域脱炭素に向けた市町村支援の取り組み
- 気候のために100%でコミットする市民団体『100% for the C』

NO.

164

2025.09.01



国際司法裁判所 国に厳しい緩和策の義務 —企業の行動の規制義務を含む—

浅岡美恵（気候ネットワーク代表）

40℃超えが日常化した 2025 年夏

8月5日、群馬県伊勢崎市で 41.8℃を記録し、40℃超えが全国 14 ヶ所にも及んだ。留意すべきは、これは、地表から 1.5m の風通しのよい強制通風筒（百葉箱）での気温であることだ。戸外は運動どころか、歩くことも危険になった。農作業や工事の現場はいかばかりだろう。熊本などでの豪雨の爪痕も痛々しい。

国際司法裁判所が各国の気候変動対応義務とその責任を判定

7月23日深夜（日本時間）、国際司法裁判所（ICJ）が歴史に残る勧告的意見を公表した。世界中が国連 YouTube に見入ったが、現地で見守った NGO も多くいた。

ICJ は国連の主要機関で、オランダ・ハーグに置かれている。国家間の争訟のほかに、国連などから法学的見解を問われ、それに応えることがある。今回は後者で、2023 年 4 月に国連総会から、①気候変動の影響に対する国際法上の国家の義務、②国家の不法な行為や不作為で深刻な被害を受けている国や人々への責任について、意見を求められていた。裁判所長の岩澤雄司氏は、2 時間にわたって全員一致による意見を読み上げた。ICJ の歴史でこれほど注目されたことはなかっただろう。

国の義務には「企業の行為を規制する義務」も

140 頁の意見書の内容は多岐にわたるが、特に重要なポイントを以下に挙げる。

- ・ 地球温暖化による気候変動の被害は深刻かつ広範囲に及び、惑星の存亡にかかる問題。
- ・ 気候変動は人権の享有を著しく損なうもの。清浄で健康的かつ持続可能な環境は、多くの人権を享受するための前提条件。
- ・ すべての国に、気候系の保護のために、相当の注意（due diligence）をもって適切な措置を講じる義務がある。注意義務は厳しい水準である。
- ・ 特に、国の排出削減（緩和）の義務について、国が決定する貢献（NDC）は 1.5℃目標の実現に貢献するものでなければならず、民間事業者の排出行為の規制も含む。化石燃料の生産・消費、化石燃料探査許可の付与、化石燃料補助金の提供などにも適切な措置が求められる。
- ・ 義務の不履行には、不法な行為の中止と、損害賠償が認められる可能性がある。

今回の意見には、国の相当な注意義務をあらわす言葉として、「デューデリジェンス」が頻繁に登場する。「相当な注意」と「それを尽くすために行う調査等」も含むが、適切な日本語がない概念である。日本では排出量取引制度の詳細を議論中だが、その中身も問われることになる。（意見書全文和訳を気候ネットワークホームページ <https://kiconet.org/content/38281> に掲載）。

若者気候訴訟（9 月 17 日）にハワイ最高裁判所ウィルソン元裁判官が参加

今回の ICJ の意見は、オランダ、アイルランド、ドイツ、ブラジル、インド、ハワイ州などの最高司法機関や、欧州・米州人権裁判所など国際司法機関で確認されてきたことの集大成でもある。その一つのハワイ州最高裁の元裁判官が、若者気候訴訟の第 4 回期日（9 月 17 日）に合わせて、名古屋地裁に駆けつける。気候変動に真摯に向き合う裁判官と出会う貴重な機会となるだろう。

SB62 の成果と COP30 に向けて

中西航（気候ネットワーク）



SB62 会議場の様子

2025年6月16日から26日にかけて、ドイツ・ボンで国連気候変動枠組条約第62回補助機関会合（SB62）が開催され、気候ネットワークからもスタッフが現地参加しました。補助機関会合（SB）はCOPに向けた準備会合と位置づけられます。今年行われるCOP30では各国の2035年の排出削減目標（NDC）の強化や実施に向けたメッセージが期待されるほか、適応に関する世界全体目標（GGA）、GST成果の実施に関するUAE対話、公正な移行作業計画（JTWP）といった議題に重点が置かれる見通しとなっており、SB62においても焦点となりました。

気候資金をめぐる対立は続く

会議は議題の採択をめぐる対立（アジェンダファイト）により幕を開けました。締約国は気候資金の供与に関するパリ協定9条1項、そして貿易に関する一方的措置を議題として扱うかで対立していましたが、最終的にアジェンダには採択されませんでした。これに対し一部の国が憤りを表明するなど、気候資金がいまだ主要な論点であることが浮き彫りになりました。

公正な移行

公正な移行に関する作業計画（JTWP）の交渉はCOP29で作成された草案をもとに議論が進められました。最終的に草案に追加や変更が加えられた非公式ノートにCOP30の議論の基盤とすることで合意しました。非公式ノートには新たな制度的枠組みの実施がオプションとして含まれたほか、基本原則や公正な移行を国家計画に統合させることといった内容が盛り込まれました。また、LMDCsやアラブグループは途上国の開発優先事項を理由に化石燃料から

の脱却という文言の削除を求め、この点に関して非公式ノートではオプションを残しCOP30へ送ることとなりました。

UAE 対話

COP28の第1回グローバルストックテイク（GST）で示された内容実施について話し合う「UAE対話」の進め方に関する議論が行われました。UAE対話はCOP29において合意が見送られSB62で議論を継続することになっていました。SB62でも議論は平行線であり先進国がGST全体の緩和成果を扱うべきだと主張する一方で、LMDCsなどの国々は資金に関する論点に絞るべきだと主張、島嶼国グループなどは資金部門を含めたGST全体のフォローアップを求めました。依然として各国の意見に隔たりがみられCOP30でさらなる議論が行われる見通しです。

適応

適応に関する世界全体目標（GGA）では、目標の達成度合いを測るための指標に関する議論に注目が集まりました。指標の数は一時9,000を超えていましたがSB62の時点で490にまで絞

り込まれていました。最終的にSB議長との協議を経て指標数やタイムラインなどを含む結論文書が採択されました。COP30での指標の最終的な決定に向け、専門家による技術的な作業が進められていきます。

パリ協定の合意から10年の節目となる2025年ですが、未だ国際社会は1.5℃目標達成の軌道にはありません。6月のG7サミットでは気候変動に関する声明がなく市民社会から失望の声があがりました。また、パリ協定からの脱退を表明したトランプ大統領率いるアメリカ政府は会合に交渉団を送っておらず、アメリカ不在の会議という異例の事態となりました。一方で7月23日には国際司法裁判所（ICJ）が各国の気候変動対策を義務とする勧告的意見を発表するなど前向きな動きもあり、いかなる政治情勢においても各国は気候変動対策を進めていく必要性に迫られています。COP30では公正な移行を伴う脱炭素の取り組みを加速させ、将来世代の未来を守る努力を続けることに合意し実施していくことが求められます。



会場でのアクションの様子

環境影響評価なしの巨大事業「首都圏 CCS 事業」： 住民の不安と懸念高まる

桃井貴子（気候ネットワーク）

首都圏 CCS 事業とは

首都圏 CCS 事業とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が進める全国 9 か所（国内 5 か所、海外 4 か所）の「先進的 CCS 支援事業」の一つです。いずれも 5 年後の 2030 年の事業開始を目指しています。

下の地図のように、日本製鉄東日本製鉄所君津地区及び京葉臨海工業地帯の複数産業を排出源とする CO₂ を回収、パイプラインで輸送の上、千葉県外房沖の海域地下に貯留する炭素回収貯留（CCS）プロジェクトで、日本製鉄、INPEX と関東天然瓦斯開発の合併会社である首都圏 CCS が実施主体です。2026 年末までに最終投資決定をすることになっていますが、2024 年に「CCS 事業法」が国会で成立し、資金面では GX 関連予算が充てられることが決まっています。非常に大規模な事業で、CO₂ の漏洩ほか様々な環境影響が懸念されますが、CCS は環境影響評価の対象となっていない。

現地説明会は住民の不安を払拭できず

2025 年 7 月、袖ケ浦市議からの情報提供により、袖ケ浦市民が望む政策研究会を通じて本件の地元説明会が開催されることがわかりました。事業者の WEB サイトには説明会開催の情報は一切掲載されておらず、パイプラインの敷設予定地のごく限られた地区の住民にのみ回覧で告

知され、7 月 15 日（火）の 18 時と 7 月 27 日（日）14 時半に市民会館で実施されました。各回 50 名弱の参加者がありましたが、座席は該当地区の座席と非該当地区からの参加者用と分けられ、該当地区からの参加者が 3 分の 1 程度を占めていました。

CO₂ 回収や貯留に関する説明はほとんどなく、パイプラインの敷設のルートの説明と CO₂ を輸送する直径約 70cm のパイプの強靱さなどが解説されました。質疑応答では住民から次々と手が上がり、なぜ千葉県を横断して貯留する必要があるのか、なぜ説明会が限定した地域だけなのか、CO₂ が漏れる懸念はないのかなど、様々な観点から質問が出ましたが限られた時間で十分な回答は得られず、住民の納得が得られたとは言い難い内容でした。それどころか、事業は税金で進められるとの説明に対して、「事業者の責任でやれよ!」「税金使うな!」と会場が騒然となる場面もありました。

無理のある強行スケジュール

首都圏 CCS 事業で、CO₂ の貯留地を排出源に近い東京湾側ではなく、わざわざパイプラインを通して外房沖とした理由として、関東天然瓦斯開発がこの付近で天然ガスの採掘をして地盤のデータがあり、CCS に適した地層があるからだとしています。しかし、実際には外房沖においても CO₂ が本当に貯留できるかどうかの調査はこれからなのです。想定では、2030 年から事業を開始し、最初は日本製鉄君津工場から排出される CO₂ を年間 120 万トン輸送・貯留し、その後、京葉工業地帯から毎年 500 万トンもの CO₂ を回収・輸送し、海底地下 2000 m 程度深くに貯留するという計画です。CO₂ 回収、輸送、貯留の全てにおいて、住民や漁業者などステークホルダーへの周知・理解を得て、事業性の判断を 2026 年末までに行うとしています。環境影響評価の対象ではないからといって、多くの人が知らないままに進めていいはずありません。何より、数十年、数百年と CO₂ が海中および大気に漏れない保障はできるのでしょうか。

CCS を見込んで化石燃料を使い続けるのではなく、脱化石燃料を最優先にして気候変動対策を行うべきです。

図 首都圏 CCS 事業



出典）令和 6 年度「先進的 CCS 事業の実施に係る調査」首都圏 CCS 事業成果報告より

「CCS は最後の手段か？」 苫小牧 CCS 見学レポ

小畑あかね（気候ネットワーク）

7月に北海道苫小牧市にある CCS（二酸化炭素回収・貯留）の実証試験プラントを見学しました。ここでは日本で初めて CCS の大規模実証試験が行われました。見学してみて CCS 事業への理解が深まったとともに、様々な懸念が改めて見えてきたため、本記事にて報告いたします。

苫小牧 CCS 実証事業とは

日本では国内 5 か所、海外 4 か所で CCS 事業の実施が予定されており、それらに先だって苫小牧市で実証が行われています。苫小牧では経産省と NEDO からの委託で、日本 CCS 調査（株）が事業を行っています。

この CCS 実証試験では、沿岸にあるプラントから沖合へ約 3～4km 程度掘り進め、2016 年から約 3 年半かけて、海底へ 30 万トンの CO₂ が埋められました（図）。CO₂ は隣接する製油所の水素製造装置から発生したガスから回収。製油所からのガスには高濃度の CO₂ が含まれるため、回収率も高いのが特徴です。

貯留は、図の通り二つの圧入井にて試されましたが、深い火山岩層の方は内部が凝固しており、実際にうまくいったのは浅い方の砂岩層のみだったとのこと。貯留開始時点より圧入した CO₂ の挙動を把握し、微小振動や自然地震の観測、海洋環境の調査を通して CO₂ の漏れがないかモニタリングしています。

気になるのはコスト。地上・圧入井の掘削・モニタリング設備で各 100 億円ずつ、つまり約 300 億円が設備建設費用にかかっているようです。

見学後記:コストに見合うのか、地震による影響は？

今回、30 万トンの CO₂ を埋めるために膨大な設備とコストがかかっていることを目の当たりにしました。長期脱炭素電源オークションを使って火力に CCS を付設させる場合、要件として求められている CO₂ 回収率はたったの 20%。苫小牧 CCS では、2030 年には苫東厚真火力 4 号機からの CO₂ 回収も計画されていますが、それにはパイプライン建設や新たな分離回収設備など、また別の投資が必要になるでしょう。一拠点につき何百億円もかかるうえに、膨大な排出全体に対して一部しか削減できない CCS に、どれほどの削減効果や経済性があるのでしょうか。

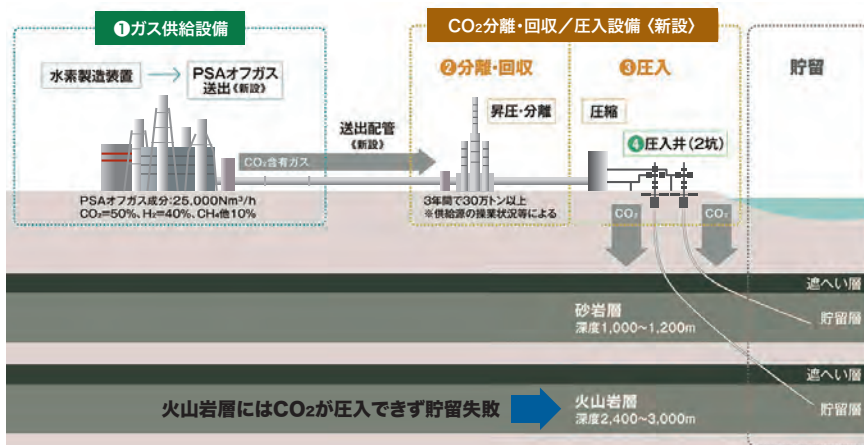
まずは大量排出源そのものを廃止するなり、抜本的な削減対策をする必要があるのです。案内してくれた方からは「CCS は最後の手段です」というコメントがありましたが、日本政府や事業者が大量排出源をそのままに CCS へと突き進もうとする姿勢は、あまりに現場の感覚と乖離しているように思えます。

また、地震などの影響による CO₂ の漏洩についても懸念が残ります。2018 年の北海道胆振東部地震とこの事業の関連性はきわめて低いとされており、それによる CO₂ 漏洩も確認されなかったとのことでした。しかし、「この地層

の付近で地震が起これば CO₂ が漏れるのでは」という質問に対して担当者からは「この地方では地震が少ないからそんなに心配していない」「地震が起きたら CO₂ は漏れる可能性はある」「断層に亀裂が入るような大地震の際は CO₂ 漏れより他に心配事があるんじゃないか」などと回答がなされ、CO₂ を非常に長期間貯留しなくてはならないのに楽観的すぎるのではないかと不安を抱きました。

あらためて、CCS への依存はリスクが大きくて適切な手段ではなく、全ての事業での大幅な排出削減の必要性を強く感じた見学となりました。

図 苫小牧での実証事業の概要



（経産省 HP より気候ネットワーク作成）

サステナビリティ開示基準は何をもたらすか

水口剛（高崎経済大学学長）

サステナビリティ開示基準とは何か

上場企業などは金融商品取引法に基づいて、毎年、有価証券報告書という書類を作成し、公表しなければなりません。その中でサステナビリティに関して開示するための基準ができました。基準の公表は2025年3月、策定したのはサステナビリティ基準委員会（SSBJ）です。SSBJとは、日本の会計基準を策定する役割を担う財務会計基準機構の下に、会計基準委員会（ASBJ）と並んで設置された組織です。

実は、2023年1月の改正で、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」という記載欄を設けることは、すでに義務化されていました。ただ、その欄で具体的にどのような記載をすべきかという基準はありませんでした。今回SSBJはそのための基準を策定したというわけです。

今回公表された基準は、

- ・ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- ・テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- ・テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

の3つです。最初のユニバーサル基準では、情報に求められる質的特性などの基本的な事項を定め、一般開示基準で具体的な開示項目について定めています。その上で気候変動関連の開示内容は、気候関連開示基準で特出ししているのです。

このSSBJの基準にはモデルがあります。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2023年6月に公表したサステナビリティ開示基準です。ISSBを設置したのは、国際会計基準に責任を持つ国際財務報告基準（IFRS）財団です。ISSBがIFRS財団の傘下にあることには重要な意味があります。ISSBの基準が国際会計基準と並ぶグローバルスタンダードとみなされるからです。SSBJの基準もISSBとの整合性に配慮して策定されています。

適用は時価総額3兆円以上の企業から

有価証券報告書でサステナビリティに関する取組につい

て記載することはすでに義務化されていますが、SSBJの基準は相当詳細なので、準備期間を考慮して段階的に適用することとしています。まず東京証券取引所のプライム市場に上場する企業のうち、時価総額3兆円以上の企業が、2027年3月の決算期から義務化されます。時価総額3兆円以上と言えば、日本を代表する大企業ということです。

有価証券報告書は決算日以降3か月以内に作成しなければならないのですが、SSBJ基準については経過措置として最初の2年間は二段階開示、つまり有価証券報告書の他の部分より遅れて開示することを認めることとしています。3年目からは同時開示が求められます。時価総額1兆円以上の企業は1年後で倒しで、2028年3月の決算期から義務となります。時価総額5千億円以上の企業はさらに1年後の2029年3月の決算期からの適用を予定していますが、「国内外の動向を注視しつつ、引き続き検討」とされています。時価総額5千億円未満のプライム市場上場企業については、適用時期は未定です。

せっかく基準ができたのに、適用の義務化はずいぶん慎重だなあと感じるかもしれません。SSBJの基準に沿った開示をするのは、それだけたいへんだということです。

何を開示するのか

それでは具体的には何を開示するのでしょうか。SSBJの基準が定める開示項目は「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つです。

「ガバナンス」では、サステナビリティや気候関連のリスクと機会をモニタリングし、管理・監督するためのプロセスや手続きを開示します。「戦略」では、サステナビリティや気候関連のリスクと機会、それがビジネスモデルやバリューチェーンに与える影響と、その財務的な影響、それに対して戦略と意思決定でどう対応してきたのかと今後の対応の計画、さらには不確実性に対する企業の対応能力（レジリエンス）の開示が求められます。特にレジリエンスに関して、気候基準では1.5℃シナリオや4℃シナリオなど、起こり得る複数のシナリオを想定したシナリオ分析もしなければなりません。

「リスク管理」ではサステナビリティや気候関連のリスク管理のプロセスを開示し、「指標と目標」では企業がサステナビリティや気候関連のパフォーマンスを測定し、管理するための指標を示します。特に気候基準では、全産業に共通する産業横断的指標として、以下の7つを指定しています。

- ・温室効果ガス排出
- ・気候関連の移行リスク
- ・気候関連の物理的リスク
- ・気候関連の機会
- ・資本投下
- ・内部炭素価格
- ・報酬

このうち温室効果ガスの排出量に関しては、自社での直接的な排出（スコープ1）や電力利用等による間接的排出（スコープ2）に加え、原材料の調達や製品・サービスの利用段階などのバリューチェーンでの排出（スコープ3）まで開示することが求められます。

シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ

マテリアリティとは「重要性」という意味です。いくら情報開示が大事と言っても、際限なく開示を求めるわけにはいきません。そこで、その情報がないと投資判断が変わってしまうような重要性のある情報かどうか、開示するかどうかの判断基準となります。サステナビリティに関わる重要性には、(1) サステナビリティ課題が企業のリスクや機

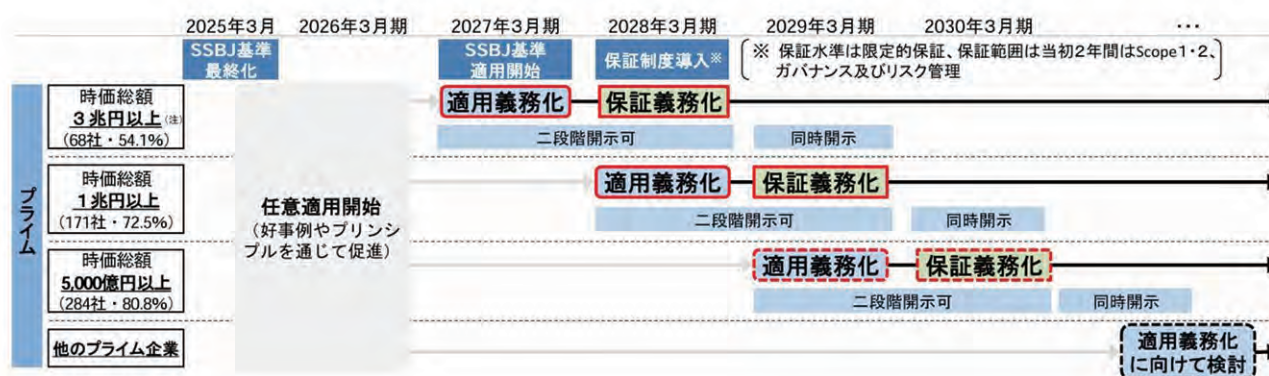
会、ひいては企業価値に与える影響の大きさと、(2) 逆に企業行動がサステナビリティに与える影響の大きさという、2つの側面が考えられます。この両方の側面から重要性を考える立場をダブルマテリアリティと言い、企業価値に与える影響だけから考える立場をシングルマテリアリティと言います。

ISSBもSSBJもシングルマテリアリティの立場です。有価証券報告書などの投資家向け情報開示とは、元々そういうものです。「なんだ、結局大事なのは利益か」と思うでしょうか。けれどもそのシングルマテリアリティの立場から、温室効果ガス排出量のスコープ3の開示まで求められるということの方が重要です。今や企業活動に関連する温室効果ガスの全体像を把握することは、企業が直面するリスクを理解し、適切な対応を講じ、機会につなげるために欠かせません。それは投資家にとっても意味のある情報だということです。

情報は開示して終わりではありません。投資家はその情報を加味して投資判断をするのですから、企業の側も投資家の評価が得られるように実態を改善していく必要があります。こうして経済の仕組みの中に組み込まれることで、気候変動への取組みが進むのです。

それでは投資家とは誰のことでしょうか。本誌の読者も年金や保険に入っているのではないのでしょうか。だとすれば保険料として納めたお金も、回りまわって投資に使われています。投資家とは私たち自身だとも言えるのです。預けたお金がどのように投資されているのか、きちんと見ておきたいものです。

図 サステナビリティ開示基準の適用に向けたロードマップ



金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理付属資料より抜粋

青森県主導による 地域脱炭素に向けた市町村支援の取り組み



延藤裕之（気候ネットワーク）

気候ネットワークの「脱炭素地域・人づくり」の活動として、2022年度から2024年度まで独立行政法人・環境再生保全機構地球環境基金の助成を受け、地域単位での中間支援組織設立支援や中間支援活動で活用するための共通ツール作成、セミナー・シンポジウム等の情報発信を実施してきました。今回は青森県での事例についてご紹介します。

青森県は、2023年度に『青森県基本計画「青森新時代」への架け橋』を策定しており、計画全体の基本理念として「AX(Aomori Transformation)～青森大変革～」を掲げ、同計画の政策の一つとして「カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現」が盛り込まれています。地域経済循環分析の結果、買物や観光等により青森県内に流入する金額よりも地域外に流出するエネルギー費用の方が大きくなっていることから、青森県では気候変動対策を成長の機会と捉えています。こうした状況の中、青森県は、県内市町村における地域脱炭素に向けた取り組みを支援するため、「あおもり地域脱炭素支援チーム（支援チーム）」を2024年10月30日に設置しました。支援チームは4名の学識経験者と4名の実務経験者で構成されており、気候ネットワークの豊田、延藤もメンバーに加わっています。支援チームは県内市町村に対して、温室効果ガスの排出状況や再エネ導入ポテンシャルの把握、温室効果ガスの削減目標の設定、再エネ導入促進区域の設定、施策実行に必要な体制づくり、地域脱炭素全般に関する県内市町村向けの相談窓口などの支援を行うことを活動内容としています。相談窓口についてはNPO法人青森県環境パートナーシップセンター、カーボンフリーネットワーク株式会社が受託先となって運営しています。

気候ネットワークは支援チームに対して、専門家の協力を得て作成した「気候変動政策の評価指標（評価指標）」を提供しました。これはオーストリアで取り組まれているe5制度を参考にして作成されており、自治体の取り組み状況を把握するための指標となっています。昨年度の支援チームの活動では、評価指標を活用した青森県内の全市町村に対するヒアリング調査、市町村向けの研修会の開催等により、各市町村の取り組みレベルや課題を把握することが

できました。評価指標による分析結果として、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定状況によって各市町村の気候変動政策の評価は大きく異なることが判明したので、今後は各市町村の取り組みレベルに応じた支援策を講じることとなりました。

今年度青森県では、県内市町村の首長及び幹部職員を対象とした「地域脱炭素実現に向けたトップセミナー」を開催しました。このトップセミナーは、県内自治体の首長及び幹部職員が一堂に会し、「地域脱炭素で青森県をもっと豊かに、もっと暮らしやすく」をテーマに、その実現に向けた取り組みの方向性を共有することを目的としています。また、県と市町村が相互に連携することで取り組みを加速できるような関係を構築するとともに、県からの支援が受けられる体制を整えていることについて市町村側に発信する機会となりました。さらに、具体的な検討を進めている市町村に対しては、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定支援、庁内推進体制構築のためのセミナー・ワークショップを開催しています。

気候ネットワークは地球環境基金の新しい助成メニューである戦略プロジェクト「政策課題協働型」に今年度採択されました。今回のテーマは「脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援機能及び重層的な支援体制の構築」となっており、青森県、岩手県、京都府、岡山県、滋賀県長浜市といった地域との連携・支援を通して中間支援機能のモデルづくりを推進します。青森県では支援チームの一員として継続的に活動に関わっていくと共に、青森県による市町村支援の体制・仕組みをモデルとして他地域に展開できるように2025年度の重点活動と位置付けて取り組んでいきます。



2025年7月29日地域脱炭素実現に向けたトップセミナー

気候のために 100%でコミットする市民団体 『100% for the C』

進藤天真 (100% for the C)

私たちは、「100% for the C」と書いて「ハンドレッド・フォー・ザ・シー」と読み、京都に縁のある若者・市民によってオーガナイズされた任意団体です。この団体名には、市民 (citizen) が気候危機 (climate crisis) を自分のコミュニティ (community) から変えていく (change) ために 100% で向き合うという意味を込めています。今年度末に、京都市の気候政策の主軸となる京都市地球温暖化対策計画が改定されることを受けて、市民の声を可視化し、計画に反映することを目的に発足しました。

気候危機による影響・被害は、日を迫うごとに深刻化し、全世界共通の喫緊の課題となっています。普段生活している中でも、少ない雪や短すぎる梅雨、気温が 40℃ に達する日の増加など、気候変動の影響を感じる機会は毎年増えています。

日本国内でも脱炭素社会の実現に向けて様々な取り組みが行われている一方で、国際目標である「1.5℃目標」の達成の目処は立っていません。私たち市民の暮らしや、将来が危機に晒されています。日本全体での気候危機対策も大切ですが、脱炭素社会への公正なシステム転換には地方自治体における取り組みも必要不可欠であり、政令指定都市である京都はより野心的な取り組みが求められています。私たちは、気候正義の概念を踏まえた「1.5℃目標」に整合性のある野心的な目標と、実効性のある取り組みを求めて活動しています。行政や企業などが主体となる気候政策・対策の意思決定プロセスにおいても、市民や消費者の意見が汲み取られ、多様な声によって包括的に問題に取り組むよう監視の役割を果たします。

今年 5 月に発足した当団体のキックオフイベントとして、7 月に「気候市民勉強会～京から始めるみんなの気候アクション～」を開催しました。全 3 部構成で講師の方をお呼びし、気候危機の基礎から京都市の取組についてまでを学び、参加者同士の意見交換を通して理解を深めました。講師と参加者の間のボーダーを最小限にし、問題についてこれから知っていきたいという方の疑問や違和感もみんなで共有できるよう、地べたにラグを引いて座ったり、お菓子や飲み物を用意したり、会場も飾り付けをするなど工夫しました。こうした場での学びや疑問をベースに、もやもやを形にしながらアクションやイベントを企画していく予定です。また、先の参議院選挙では、京都選挙区の候補者に気候危機に関する公開質問状を作成・送付し、いただいた回答を Instagram で公開しました。候補者の気候危機に対する意識や政策について広く市民に公表し、質問をきっかけに候補者にも関心を持っていただく機会になったと思います。

今後は、気候市民会議の開催や、「京都市内の太陽光パネルを見つける会」、また「鴨川クライメイトラジオ (仮)」での発信を予定しています (詳細については、Instagram @hundred_for_the_c をご確認ください)。

私たちは京都に暮らすいち市民として、安定した気候のもとで、より豊かな生活を実現し、同時に地域課題を解決し、文化や慣習を後世に残すために、気候危機対策を求めています。気候危機は、非常に大きく複雑な問題です。だからこそ、楽しく、誰もが参加可能で、持続的な活動を目指しています！



全国

企画
募集中

気候アクションウィーク 2025

アクション企画募集中！あなたの地域・団体でも、アクションを企画しませんか？

- 日時 9月12日（金）～28日（日） ●会場 オフラインでもオンラインでも ●主催 ワタシのミライ
- 詳細 <https://watashinomirai.org/climateactionweek2025/>

全国

市民電力ゼミナール 2025「どうする市民電力～再エネ主力電源化を地域から」
【市民電力、次のステージへ】

- 日時 9月26日（金）19:00～ ●会場 Zoom
- 参加費 1000円／回・人（当会会員・障害者）、1500円／回・人（一般）、25歳以下無料
- 主催 NPO 法人市民電力連絡会 ●詳細 <https://peoplespowernetwork.jimdo.com/kouza/>

兵庫

地球環境市民講座 「神戸石炭火力訴訟から学ぶ（見学交流会）」

神戸製鋼所石炭火力発電所の近くまで足を運び、訴訟問題について学び、活動するみなさんと交流します。

- 日時 9月27日（土）13:30～16:00
- 会場 Zoom、交流会会場神戸市灘区文化センター ＊会場定員先着30名
- 参加費 会員・学生500円／回、一般1,000円 ●主催 地球環境市民会議（CASA）
- 詳細 https://www.casa1988.or.jp/to_learn/6638/

東京

さようなら原発9.23全国集会「ともに声をあげよう！—脱原発と気候正義のために」

- 日時 9月23日（火・祝） ●会場 代々木公園 ●主催 さようなら原発
- 詳細 <http://sayonara-nukes.org/2025/08/20250923sayonaranukes-yoyogi/#more-6431>

東京

みんなでつくろう再エネの日！ 2025

気候変動解決に向け、再エネの普及やサステナビリティに尽力する多彩なオピニオンリーダーたちが千代田区と渋谷区に結集！

- 日時 9月27日（土）11:00～18:00 神田淡路町ワテラス（千代田区）
9月28日（日）10:00～19:00 渋谷サクラステージ（渋谷区）
- 参加費 無料 ●主催 Media is Hope ●詳細 <https://media-is-hope.org/news/3045/>

京都

皆でつくろう持続可能なしくみ：

未来世代法について考える～ジェーン・デイヴィッドソン来日記念講演&シンポジウム

- 日時 9月27日（土）13:00～15:00 ●会場 京都大学百周年時計台国際交流ホール1
- 参加費 無料 ●主催 京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・環境と法ユニット
- 詳細 <https://jane20250927kyoto-u.peatix.com/view>

若者気候訴訟 第4回口頭弁論期日 報告会

- 日時 9月17日(水) 15:30～17:00頃(予定)
- 会場 KKR ホテル名古屋(名古屋市中区) オンライン配信あり
- 参加費 無料(オンライン参加 要事前申込み) ●詳細 <https://kikonet.org/content/38297>

若者気候訴訟 応援プロジェクト 京都**タイトル(仮) 未来を変える声、いまここに ～若者と考える気候訴訟の力～**

若者気候訴訟の意義と現在の動向を共有し、若者気候訴訟を応援する方法や世代を超えて連帯の輪を広げることなどについて一緒に考えます。

- 日時 11月1日(土) 午後 ●会場 TKP 京都四条カンファレンスセンター(京都市下京区)
- 参加費 無料 *詳細はホームページに後日掲載

ブックレット「世界の気候訴訟：危険な気候変動から護られる権利の確立へ」発行

気候危機が深刻化している中、「気候訴訟」が注目されています。米国、欧州から中南米やインド、東アジアにも気候訴訟が広がり、日本でも若者気候訴訟が提起されました。この約10年間の世界での特筆すべき動きや判決について、その背景や関係者の取り組みを紹介しています。

- 発行 気候ネットワーク(2025年7月) A4版/34ページ ●詳細 <https://kikonet.org/content/38179>

ウェビナー「英国の野心的な目標とエネルギー政策に学ぶ ～NDCの課題と目標達成へのアクションとは？」

英国からオンラインで安田陽先生をお招きし、日本とイギリスのNDCを比較、それぞれの強みや課題、政策的アプローチを学びながら、日本の目標や取り組みの妥当性を考察します。

- 日時 9月19日(金) 19:30～21:00 ●開催形式 オンライン(参加者同士による議論も予定)
- 参加費 無料 ●主催 CRP ジャパン・エネルギーグループ
- 詳細・申込み <https://bit.ly/3Hza7uy>

Japan Beyond Coal ウェビナー**「減らない石炭火力、日本政府の思惑とアンモニア混焼」**

アンモニア混焼による大気汚染と健康被害の影響についても専門家の方からご紹介いただきます。

- 日程 9月30日(火) 15:00～16:30 ●形式 オンライン(Zoom)
- 司会進行 エコアナウンサー 櫻田彩子
- スピーカー 桃井貴子、伊東宏、ジェイミー・ケリー(CREA)
- 通訳 日英同時通訳
- 申込 https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_f93bxtD-TIORcT39rq8c4g

気候言 解説

国際司法裁判所(ICJ)は7月23日、「各国は化石燃料の使用による人為的な温室効果ガスの排出を減らし、環境を保護する法的義務がある」とする勧告的意見を発表しました。国が1.5℃目標に沿った温室効果ガス排出削減計画を策定しない場合や、化石燃料産業への助成や新規開発許可を行う場合は、義務違反に当たると示されています。今回の勧告的意見は、海面上昇の危機に直面する太平洋の島国バヌアツなどが主導しました。気候変動による甚大な被害を受ける途上国や脆弱な立場の人々は、歴史的に温室効果ガス排出量の多い先進国に対して、損害賠償を含む責任を問う新たな法的根拠を得ることになりました。

書籍紹介**『断熱学校 学校から脱炭素社会』**

学校で「断熱」が不足している状況に対して、広がりつつある「断熱ワークショップ」の内容やノウハウ、環境と共生する建築のあり方やエネルギー問題、脱炭素社会について学ぶことができます。

- 共著 竹内昌義・内山章・前真之 ●発行 鹿島出版会
- ISBN 9784306033962 ●価格 2,420円(税込)

スタッフから ひとつこと

SB62 では、公正な移行に関する作業計画について進展がありました。公正な移行は COP30 で重点が置かれる議題となり、各国は協力の姿勢を示しています。これにより、日本においても公正な移行の必要性が強調されることを期待しています。



ギャッチ

今年 7 月の苫小牧の CCS 見学で、関電が舞鶴の石炭火力で回収した CO₂ を船で苫小牧まで運搬しているというので、その CO₂ はどうしてるのか尋ねると「船で運ぶ実証試験なので運搬のみ」「最終的に放出するんじゃないですか。よく知らないけど」と。ほんとと質が悪いです。



桃井

モンゴルの環境問題について現地の専門家から報告を聴く機会がありました。大草原で人々はゲルで暮らし家畜は草を食むという牧歌的な景色を想像しがちですが、温暖化や環境汚染の影響により伝統的な暮らしを諦める人々が増えているとのこと。- 30℃の厳冬に石炭ストーブで暖を取り、命がけで暮らす貧しいゲル街に住む人々に対して自分には何ができるのか、今なお考えずにはいられません。



深水

2019 年に環境省が発表した「2100 年、未来の天気予報」では、2100 年に各地の気温が 40℃を超えるようになっていましたが、連日の最高気温を見てみると 2100 年を待たずに「予報」どおりになってしまいそうです。もはや日本列島どこも亜熱帯。。。。



鈴木



宮後

日本社会では現実には起きていることや過去にあったことを無かったことにしたい人が多いように感じます。気候危機も戦争の惨禍もそんな人の願望で消えてなくなるようなものではありません。



廣瀬

AI に教えてもらい、畑で育てている万願寺唐辛子に 100 匹以上住み着いたホオズキカメムシを退散させる方法を試してみました。濃いアイスコーヒーを霧吹きで 2 週間吹き付けてみたところ、殆どカメムシは寄って来なくなりました。もう秋ですが、やっと収穫できそうです。



森山

京都議定書の採択に至る国際交渉を描いた舞台劇「KYOTO」を下北沢の劇場で観ました。先進国と途上国の対立、島嶼国の悲痛な叫び、化石燃料産業ロビイストの暗躍——ドラマチックな演出を通じて、困難な交渉の結果である国際合意の重みを感じました。



田中

7 月 23 日に ICJ が気候変動に対する国の義務についての勧告的意見を発表しました。私は勧告的意見の読み上げをオンラインで見ていましたが、ハーグにある ICJ の前には多くの人が集まり、この歴史的判断を見守ったようです。各国や企業の責任を明示し気候正義の転換点となる重要な内容です。ぜひ一度読んでみてください。



延藤

IRENA から「再生可能エネルギーの発電コスト 2024」に関するレポートが公開されました。他国と比べて日本の太陽光発電導入コストは高くなっていて、その内訳の中でも送電線接続のコストが大きな割合を占めていました。



山本

保育園へ通う 4 歳の息子と、雨の日はコミュニティバスを利用して登園しています。クラスメイトが「バスに 1 回しか乗ったことがない」と聞いて驚きました。先日実施されていたバス利用アンケートに、モビリティ・マネジメントの必要性を書いて送りました。

オンラインでクレジットカードによる
会費や寄付の支払いが出来ます。
より一層のご支援を
よろしくお願い致します。

寄付・会費等のお支払は
以下の口座をお願いします。



郵便口座

00940-6-79694 (気候ネットワーク)
ゆうちょ銀行振込口座 当座 099 店
0079694

銀行口座

滋賀銀行 京都支店
普通預金 940793
(特定非営利活動法人気候ネットワーク)
近畿労働金庫 京都支店
普通預金 8789893 (気候ネットワーク)

次の方から寄付をいただきました。

誠にありがとうございます。(順不同・敬称略2025年7月～8月)

岡本 千恵子、宮本 平一、三木 俊和、NPO 法人おかやまエネルギー未来を考える会、園田 美恵子、藤井 信英、常松 修、豊田 猛、上領 園子、有限会社エコ・パブリッシング、谷口 雅典、中西 謙司、石綿 勇、松本 和子、山下 美幸、山本 悟、清水 映夫、長土居 正弘、澤田 順子、日野 雄揮、伊東 宏、宮田 浩和、野原 敏雄、飯田 和子、聖心女子大学、中須 雅治、森崎 耕一

気候ネットワーク通信 164 号 2025 年 9 月 1 日発行 (隔月 1 日発行)

企画・編集：田浦健朗 森山拓也
デザイン・DTP：武藤彰子 豊田陽介

認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク

<https://www.kiconet.org>

京都事務所

〒604-8124
京都市中京区帯屋町 574 高倉ビル 305
Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012
E-mail: kyoto@kiconet.org

東京事務所

〒102-0093
東京都千代田区平河町 2-12-2 藤森ビル 6B
Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463
E-mail: tokyo@kiconet.org



X: @kiconetwork Bluesky: @kiconet.org
facebook: <https://www.facebook.com/kiconetwork>
Instagram: kiconetwork